

第4回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和5年10月30日（月）午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から2円引き下げた40円を提示する。

特定最賃は中四国にある製造業の企業や近隣他県との関係を基に岡山の審議の中で決めるものである。これを考慮しつつ、過去からの比較や地賃の金額をベースに現在42円を主張しているが、使用者側に歩み寄るという意味で40円を提示したい。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から3円引き上げた28円を提示する。

今期の経営者協会の賃上げ率3.04%を一般機械の特賃972円に乗じると30円となるが、この数字を基に28円とした。中小零細企業についてはコスト上昇などの要因の全てを価格転嫁として認められていない状況である。県最賃の引上げ額に追いつけ追いこすという話ではなく、一般機械の産業や零細企業の状況を御理解いただきたい。

また、28円引き上げると1,000円の大台に乗ることから28円を提示した。

(2) 金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、協議の結果、労側が 38 円、使側が 30 円まで歩み寄ったが、合意には至らなかったため労使双方が公益見解を求めた。

(3) 公益見解

労使のこれ以上の歩み寄りが困難なため両者の意見を総合的に考慮して公益見解「時間額 1,005 円（引上げ額 33 円）、法定発効」が示された。

公益委員見解を採決した結果、賛成 5 名（部会長を除く公益 2 名、使側 3 名）、反対 3 名（労側 3 名）によって、賛成多数により提示額が決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致に至らずに決議したため、専門部会の審議結果を最低賃金審議会に報告し、そこで結論を求めることになった。

6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県一般機械器具製造業最低賃金改定」
- ・岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）